

信州公衆衛生学会規程

平成19年9月1日改定

平成21年8月29日改定

平成27年8月22日改定

令和元年8月24日改定

令和3年8月28日改定

令和4年8月27日改定

令和5年8月26日改定

(名称)

第1条 この学会は信州公衆衛生学会（以下「学会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この学会は事務局を長野県松本市旭3丁目1-1におく。

(目的)

第3条 この学会は、公衆衛生学の進歩発展と会員相互の研鑽を図り、もって長野県及びわが国公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(会員)

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

- | | |
|---------|---|
| 1 普通会員 | この学会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納めるもの |
| 2 名誉会員 | この学会に特に功労のあった者で、学会総会の決議をもって推薦した者
下記の会長就任による顧問会員が退職等により、その責務を外れた場合、顧問会員から名誉会員へ変更とする |
| 3 顧問会員 | この学会の運営に功労のある者で、学会総会の決議をもって推薦した者
特に、公衆衛生活動を担い、当学会に近接な組織である県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、県栄養士会については、その現職会長を顧問会員とする。 |
| 4 単年度会員 | 学会総会の筆頭演者、共演者及び機関誌の筆頭演者、共著者であり、その発表のために、当該年度の会費を納める者 |
| 5 学生会員 | 学会総会のみ参加を希望する者 |

第5条 普通会員になろうとする者は、入会申込書に当該年度の会費を添えて、提出しなければならない。

② 普通会員は、会費をその年度の6月末日までに納入し

なければならない。ただし、入会の場合はこの限りではない。

第6条 会員は、学会総会で研究を発表し、かつニュースレター）の無償配布をうけることができる。

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員の資格を失う。

- 1 本人より退会の申し出があったとき。
- 2 2年以上会費を滞納したとき。
- 3 死亡したとき。
- 4 単年度会員で入会した場合、翌年度の4月1日になったとき。
- 5 学生会員は、学会総会が終了したとき。

(役員)

第8条 この学会に次の役員をおく。

- | | |
|------------------|------|
| 1 学会長（以下会長という） | 1名 |
| 2 副学会長（以下副会長という） | 3名以内 |
| 3 理事長 | 1名 |
| 4 副理事長 | 1名 |
| 5 理事 | 若干名 |
| 6 監事 | 2名 |

② 会長は任期中、理事とする。ただし理事の定数外とする。

第9条 会長は、理事会の推せんにより学会総会で選出する。

- ② 理事長は、理事の互選により選出する。
- ③ 副理事長は理事長の指名により理事会で承認する。
- ④ 理事は別に定める規定により選出する。
- ⑤ 監事は理事会の議決により理事長が委嘱する。

第10条 会長は学会総会を開催する。

- ② 副会長は、会長を補佐し会長事故のあるときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代理する。
- ③ 理事長は学会を代表して会務を掌理する。
- ④ 理事長および理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。
- ⑤ 理事長事故のあるときは、副理事長がその職務を代理する。
- ⑥ 理事は庶務、会計、ニュースレターの編集及びその他の会務を分掌する。
- ⑦ 理事は理事会を組織し、重要事項を審議する。
- ⑧ 監事は以下の職務を行なう。
 - 1 学会の会計の状況を監査すること。

- 2 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 3 財産の状況又は業務の執行について、法令、規程若しくは寄付行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 4 前号の報告を報告するため必要があるときは、総会を招集すること。

第11条 会長の任期は、前回総会終了の翌日から、今回の総会終了の日までとする。

- ② 理事長の任期は2カ年とする。
- ③ 理事及び監事の任期は2カ年とする。
- ④ 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ⑤ 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、尚その職務を行なう。

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じ理事長がこれを招集する。ただし、理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

- ② 理事会に議長をおき、理事長がこれにあたる。

第13条 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、当該事業について書面をもって予め意思表示を行なった者は出席者とみなす。

- ② 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第14条 理事会は、本規定に定められたもののほか、次の事項を審議するものとする。

- 1 学会総会に付議する事項
- 2 学会総会より委任された事項
- 3 その他理事長が必要と認めた事項

第15条 理事会を傍聴しようとする会員は、その所属氏名を事前に通知しなければならない。役員会は傍聴者所属氏名を役員会記録に留めなければならない。

(学会総会)

第16条 学会総会は毎年1回会長が招集し、議長には会長があたり、次の議事及び行事を行う。

- 1 会務報告及び議案の審議
- 2 公衆衛生及びこれに関連する研究および調査の発表
- ② 議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第17条 会員以外の者は、学会の定める手続きを経て参加費を納入し会員になれば、学会総会に出席し、傍聴及び討議の際の発言をなすことができる。

(委員会等)

第18条 この学会に編集委員会をおく。

- ② 編集委員会に関する規定は、理事会の議決を経てこれを定める。

第19条 この学会に委員会をおくことができる。

- ② 委員会の設置、任務、運営等については世話人会の議決を経て定める。

第20条 この学会に分科会をおくことができる。

- ② 分科会の設置は、世話人会の議決を経て総会において決定する。

(学会賞)

第21条 この学会は、会員の業績を顕彰し、公衆衛生に関する研究を奨励するために学会賞をもうける。学会賞は、奨励賞、優秀論文賞とする。

- ② 奨励賞、優秀論文賞の選考は世話人会で行い、総会の承認を受けるものとする。

(会計)

第22条 学会及び学会総会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- ② 会費は年3,000円とする。

- ③ 学会及び総会の予算は、総会の承認を受けなければならぬ。

- ④ 学会及び総会の決算は、総会の承認を受け、ニュースレターに掲載し報告しなければならない。

- ⑤ 学会及び総会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- ⑥ 名誉会員、顧問は、会費の納入を要しない。

- ⑦ 理事の会費は年6,000円とする。

- ⑧ 学生会員の学会総会参加費は500円とする。

(事務局)

第23条 学会に、学会事務局および学会総会事務局をおく。

- ② 学会事務局の規定は理事会の議決を経て定め、学会総会事務局の規定はそのつど学会長が定める。

(規定改正等)

第24条 本規定の変更は、総会の議を経て会員の書面審議により、回答者の3分の2以上の同意を得て決定される。

(付則)

第1条 この規則は平成17年7月22日から施行する。

第2条 設立準備委員の職にある者は、この規定により代表理事及び理事が選出されるまでの期間その任にあるものとする。

第3条 理事は、世話人が移行し、総会の承認を得て、
その任に当たるものとする。

(令和5年8月26日)